

新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に向けた提言 ～「多次元横断（クロス・ドメイン）防衛構想」の実現に向けて～

平成30年5月29日
自由民主党
政務調査会

【I. 情勢及び基本方針】

1. わが国の周辺情勢の変化

わが国を取り巻く安全保障環境は激変しており、戦後最大の危機的情勢を迎えるとともに、わが国の平和と独立に対する新たな脅威が出現するに至っている。

北朝鮮は、一昨年以降3回の核実験を強行するとともに、40発もの弾道ミサイルを発射し、二度にわたりわが国上空を通過させるという許し難い暴挙を行った。水爆と見られる核実験の実施に加え、弾道ミサイルのロフテッド軌道による発射、複数同時発射、移動式発射台や潜水艦からの発射を繰り返し、こうした発射にはミサイルの固体燃料化やコールド・ローンチが活用されるなど、北朝鮮の核・ミサイル開発は新たな段階に突入したと見られるほか、相当量の化学兵器や一定量の生物兵器の生産基盤を保有している可能性もあり、かかる状況はわが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威である。

また、国際社会の制裁措置に対し、いわゆる「瀬取り」等で物資を調達していると見られており、制裁の実効性向上のため、国際社会が一致結束して対処することが求められている。さらに、本年に入ってから南北首脳会談の実施等、外交上の歩み寄りがみられるものの、北朝鮮が繰り返し合意を反故にしてきた歴史を踏まえ、国際社会は北朝鮮に対して、完全に検証可能かつ不可逆的な核兵器及び弾道ミサイル等の廃棄を迫らなければならない。

中国に関しては、国防費が昨年までの30年間で約5.1倍と急増し、かつ公表以上のものが存在すると言われている。加えて、空母「遼寧」の就役と国産空母の開発、最新型潜水艦の増強、第4世代戦闘機の増勢と第5世代戦闘機J-20の開発と配備など海空軍の近代化、移動目標も攻撃可能とされる「第2世代ASBM（対艦弾道ミサイル）」の開発など軍備の拡張が不透明な形で進められており、中国の軍事動向等はわが国を含む地域・国際社会にとって安全保障上の懸念となっている。

さらには、わが国の国有化後200回を超える公船による尖閣諸島領海への侵入、戦闘艦艇を含む海軍艦艇による接続水域入域、昨年6回に及ぶ戦闘艦艇並びに18回に及ぶ爆撃機等による沖縄本島・宮古島間の通過など海空軍の太平洋への進出、艦艇・航空機の対馬海峡の通過、昨年度の500回に達する中国機に対する自衛隊機の緊急発進、南シナ海における埋め立てや軍事利用の強行など、一方的な現状変更を企図した活動を拡大・活発化させており、強い危機感を抱かざるを得ない。

また、ロシアは、ウクライナ危機に際して「ハイブリッド戦」を行うなど、欧州において脅威を増大させ、その勢力を拡張している中、北方領土での軍備増強を進め、わが国周辺での活動も活発化させており、その動向に重大な関心を払わなければならない。

以上のように、わが国は今、平和と生存が脅かされる非常に厳しい戦略環境にある。

グローバルな状況としては、宇宙空間やサイバー空間等の新たな領域においても、各国による対衛星兵器の開発の進展、政府機関の関与も疑われるサイバー攻撃の多発等、国際安全保障上の脅威が生じている。また、将来的には、情報通信技術に代表される技術革新により、今後、軍事分野への人工知能（AI）、IoTの転用やビッグデータの活用等が予測されており、諸外国の軍の能力を飛躍的に向上させ、戦闘様相を一変させる可能性も含んでいる。

一方、近年、これまで自由貿易を主導してきた国々において、保護主義や内向きの傾向が強まるなど、国際経済をめぐる状況が激変しており、国際的な安全保障にも大きな影響を及ぼしかねない。

さらに、これらのような国家対国家の構図に加え、「ホーム・グロウン型」の国際テロの脅威、個人による政府機関へのサイバー攻撃の発生、SNS（ソーシャル・ネットワーク）を用いたテロの計画等、国家対個人の構図が出現している状況にある。

2. 米国の新戦略と日米同盟の深化・拡大及び友好国との協力

日本の戦略的・地政学的重要性を踏まえると、列島線（南西・小笠原）及びその間の海空域の防衛、特に南西方面の安定性の維持は、地域の安定と秩序維持にとって極めて重要であり、日米同盟はこれに死活的に重要な役割を果たしてきた。

この類希なる絆で結ばれた同盟は、第2次安倍政権の発足以降、日米の役割・任務・能力に関する議論を通じて、わが国の役割を拡大する方向にある。平和安全法制の成立やガイドラインの改定を受けた自衛隊による米軍アセットの防護の実現、同盟調整メカニズム（ACM）による緊密な連携など、平時の協力を含め様々な事態において一層の日米共同の対応が可能になるなど大幅な深化を遂げ、今なお拡大の一途にある。

そのような中で、昨年発足したトランプ政権は、新たに策定された新国家安全保障戦略・国防戦略等において、中露との競争を最優先課題に位置付けるなど、安全保障政策を大きく変化させた。

わが国においても、日米同盟の強化に加え、豪印英仏等との防衛協力を推進しており、また自由で開かれたインド太平洋戦略の下、ACSAの締結や、海洋安全保障及び能力構築支援等の分野で友好国との防衛協力を拡大するなど、現行の防衛計画の大綱の策定当時と比べて、わが国の安全保障を巡る状況は大きく様相を変えている。

3. 新大綱策定の基本方針

以上のような抜本的な状況の変化に対応し、わが国が主体的に日本の平和と独立を

守るため、新たな国防方針を統合的な防衛構想に基づき策定し、省庁間の横断的な連携を促進するなど、国の総力を挙げ国防に対する責任を全うし、総合一体的な安全保障態勢を更に充実させつつ、次世代に通用する実効性あるより積極的な防衛体制（アクティブ・ディフェンス）を実現することを基本方針と定め、特に以下の点を重視した上で、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することを政府に対して提言する。

①脅威に応じた防衛力整備

陸・海・空のみならず、宇宙・サイバー・電磁等の領域も活用した多次元横断的（クロス・ドメイン）な防衛力を、統合運用の観点から最適化された形で整備することとし、また、列島線防衛の観点をはじめ、必要な防衛力の質・量の拡充を行う。

②同盟・友好国との連携と安全保障協力の強化

わが国への攻撃を企図する相手に対し、実行した場合の大きな犠牲や負担を想起させる費用賦課（cost-imposing）を通じて、攻撃を未然に防ぎつつ、万が一攻撃を受けた場合の相手の行動を阻止する能力（対処能力）を増強するとともに、日米同盟全体の抑止力・対処力の一層の強化を図る。また、友好国との連携を深め、安全保障協力を強化することで、戦略環境をわが国に有利なものとする。

③必要かつ十分な予算・基盤の確保

増加の一途を辿る自衛隊任務の円滑な遂行を実現し、戦後最大の危機的情勢の中、国民の命と領土・領海・領空を守り抜く新たな防衛体制を構築するため、NATOが防衛費の対GDP比2%を達成することを目標としていることも参考にしつつ、必要かつ十分な予算を確保するとともに、自衛隊の人的基盤及び防衛生産・技術基盤を維持・強化する。

【Ⅱ. 具体的方針】

1. 防衛力の質・量の拡充

（1）対処能力の強化

①統合運用の推進

様々な事態に対し自衛隊が効果的に対処するためには、自衛隊の能力を空間・地域を跨いで総合・複合的に結集させ、事態に対応する備えを構築すること（クロス・ドメイン）が不可欠であり、統合運用をさらに推進することが求められる。

このため、中央及び南西における常設の統合司令部の設置など統合運用機能の強化や陸海空の指揮統制の統合の他、IAMD、宇宙・サイバー・電磁スペクトラム、水陸両用戦、情報、輸送、補給、衛生等の幅広い分野で自衛隊の統合を推進する。

②先進的な装備体系の導入による対処能力の強化

水陸両用戦能力の強化、長距離打撃力（スタンド・オフ・ミサイル、地対地・地対艦ミサイル等）の整備、わが国の将来の戦闘機体系を含めた防空体制の一層の充実向上等により、陸海空の自衛隊の装備体系を強化する。特に、将来戦闘機については、これまでの国内の技術的な蓄積を活かしつつ、国際的な協力も視野に、わが国がイニシアティブを持った開発等に向けた取組を推進する。

また、AI、無人機技術など先進技術獲得への取組を積極的に進めていくことにより、自衛隊の一体的な戦力発揮に資する陸海空戦力の強化を行う。

③IAMD・BMDの強化

多様化・深刻化する弾道・巡航ミサイル等の経空脅威からの防衛に万全を期すため、領域横断的な統合防空ミサイル防衛（IAMD）の態勢を構築する。このため、E-2Dへの共同交戦能力（CEC）の導入等による陸海空自衛隊の情報共有を進め、SM-6ミサイルやイージス・アショアの早期整備など、経空脅威の迎撃に必要な新規アセットを導入するとともに、基地等の抗堪化を推進する。

また、万が一、わが国を標的とするミサイル攻撃が発生した場合、発射能力を減殺する目的で敵の基地を叩く「敵基地攻撃」については、憲法上も国際法上も認められない「先制攻撃」と一線を画した概念であり、憲法も一定の条件下において許容している。そのような中で、わが党としては昨年3月、「敵基地攻撃」の中でも特に「反撃」を重視した考え方として、「敵基地反撃」を政府に提起したところであり、巡航ミサイルをはじめ「敵基地反撃能力」の保有についての検討を促進する。

さらに、わが国EEZ内に飛来する弾道ミサイルに対処するため、航行警報等の迅速な発出、迎撃を可能とするための法的整理等に関し、必要な検討を行う。

④島嶼防衛の強化

広大な地域に存在する多数の島嶼を防衛するため、部隊配備の推進、輸送補給手段の充実、着上陸訓練場・射爆場の確保等により、島嶼部における部隊運用の基盤を強化する。

また、平時からグレーゾーン事態に至る警察、海上保安庁、自衛隊間の役割分担及び連携のあり方について検討を深化させつつ、態勢、装備、訓練等を強化するとともに、グレーゾーン事態においてはシームレスかつ臨機応変に対応し、事態が相手に有利な形でエスカレートすることを阻止する。

（2）継戦能力の強化

①基地等の抗堪化

有事における自衛隊・米軍の戦力発揮基盤を維持するため、簡易型防護シェルターの導入や施設の地下化等、EMP攻撃対策も含めた基地等の防護・分散等の抗堪

化を推進するとともに、これらが損害を受けた場合の滑走路等の復旧能力を強化する。

また、陸上の航空基地が損害を受けた場合の代替滑走路としての機能（基地機能の分散及び抗堪性の向上）、列島線防衛のための平時・有事の防空任務あるいは災害時の救援活動の拠点としての機能（輸送、医療、自治体も含む航空機の運用）等、専守防衛の範囲内の様々な用途に用いる「多用途運用母艦」について、具体的な運用構想や既存艦艇の改修を含めた導入のあり方等の検討を進め、早期の実現を図りつつ、これに搭載・運用することも可能なSTOVL機（F-35B等）を取得する。

また、司令部及び部隊間の指揮通信等についても抗堪性を確保するため、JADGEの代替性向上、自衛隊の通信インフラの多重化・耐妨害化・秘匿化を推進する。

②後方支援能力の強化・統合

有事において、自衛隊が人員や弾薬を迅速かつ継続的に確保してわが国の防衛を完遂できるよう、平素から後方支援能力を強化・統合する。特に、活動地域への陸上部隊の確実な展開のため、基幹輸送及び端末輸送を担うアセットの整備をはじめとする輸送機能の強化や揚陸機能の強化を行うとともに、戦力発揮基盤である基地等の警備の強化や、南西方面の防衛のため西方や四国等における弾薬庫等の統合後方支援拠点の確保を行う。

③衛生機能の強化

自衛隊員の戦力発揮や生命保護に自衛隊の衛生機能の強化は必要不可欠であり、第一線救護、戦傷医学、核・放射線・生物・化学（CBRNE）対処能力を向上させる。また、資器材や医薬品等を充実させつつ、救急車の防弾化を含め確実な後送のための統合輸送機能の体制整備を推進するとともに、統幕をはじめ幕僚監部における体制の充実を図る。

医官及び看護官に関し、人材の着実な確保、診療や訓練の拡大による幅広い知見を得る機会の確保を推進するとともに、防衛医大の改革を継続しつつ国内外の関係機関との連携を強化し、防衛医学の確立及び充実を図る。

④予備の充実

国防を担う自衛隊の特性上、有事における人的な縦深性を担保し、常備自衛官のみでは不足する機能を補う等、常備自衛官とともに対応する予備自衛官を確保することは重要な課題である。このため、即応予備及び予備自衛官の質・量を確保するとともに、活動の拡大により予備の実効性を向上させることが必要である。特に衛生分野や語学能力など、専門性の高い技能を有する予備自衛官を増加させることは喫緊の課題であり、各種事態における予備自衛官の新たな活用を検討し、推進する。

また、自衛隊がわが国の防衛を完遂するための所要を踏まえ、弾薬等の備蓄を十分に確保する。

(3) I S R機能（情報収集・警戒監視・偵察）の強化

I S R機能を強化し、事態の兆候の早期察知を可能とするため、護衛艦・哨戒機等の既存の警戒監視アセットの質・量を確保し、併せて太平洋正面における防空監視体制を強化していくとともに、持続性のあるI S Rアセットとして無人機を活用する。

また、海外の軍事情報に関し、防衛駐在官を増員するなど防衛省による一層広範な収集・分析を可能とする体制を構築するとともに、政府全体の取組として情報収集衛星の10基への増勢、画像収集衛星や商用衛星のデータの活用等によりインテリジェンス能力を強化する。

(4) 宇宙・サイバー・電磁スペクトラム等の能力強化

①新たな領域の体制の構築

宇宙・サイバー・電磁スペクトラム等の新たな領域における能力を抜本的に強化するため、必要となる部隊の編成や装備を強化するとともに、これら新たな領域を担う人材を確保・育成する。新たな領域における同盟国・友好国との情報共有や演習を推進するほか、宇宙・サイバー・電磁スペクトラム戦を担う統合部隊の創設も検討する。

②宇宙安全保障能力の強化

宇宙の利用は、I S Rのための情報収集、指揮統制のための通信、ミサイル誘導等のための測位をはじめ、自衛隊の活動にとって必要不可欠である。統合幕僚監部に宇宙に関する運用部門を新設するとともに、宇宙状況監視（SSA）について、航空自衛隊に担わせ、脅威の特性を把握するための監視衛星を含め、体制を構築・強化するとともに、準天頂衛星や超小型衛星など自衛隊による各種衛星の活用をさらに推進する。また、多国間机上演習への参加など国際協力の推進を図るとともに、専門性のある要員を継続的かつ体系的に育成する。

加えて、衛星を利用した海洋状況把握、静止軌道光学監視衛星や小型衛星等の新たな衛星の開発・利用、早期警戒衛星関連技術の研究・打ち上げ実証、固体燃料ロケットを含む衛星打ち上げ手段の拡充、射場システムの整備等の様々な取組について、防衛省における宇宙予算も十分に確保しつつ、国家安全保障局を中心にJAXAを含む政府機関が一体となり、民間宇宙産業の技術や知見の活用により推進し、宇宙安全保障能力を強化する。

③サイバー防衛体制の強化

サイバー空間を国防の最前線と位置付け、十分な予算と人員を既存の防衛予算に別途上乘せする形で獲得する。サイバー攻撃に適切に対処できるよう、わが国に対するサイバー攻撃のみによる攻撃について、武力攻撃事態と認定して自衛権を発動することなど、法的論点を整理する。

サイバー空間における防衛は、サイバー監視防護の態勢の構築に加え、サイバー

攻撃能力を保有していなければ効果的に実施され得ないことから、サイバー防衛を行うためにサイバー攻撃能力の保有を検討する。さらに、サイバー戦における基本は、サイバー空間における情報収集・分析能力の強化であり、ビッグデータやAIを活用して各国の軍事動向を分析するアドバーサリーアナリシスといった活動により、インテリジェンス機能の強化を図る。また、サイバー空間における各種活動の遂行のため、情報保全に留意しつつ、高度な技能・知識・経験を持つ部外人材の登用・契約等、官民の活発な交流が実現するような人事制度を検討する。

④電子戦能力の強化

現代戦においては、センサー、ネットワーク等の電磁波利用の優劣が作戦の成否を決することから、電子攻撃の脅威に備えるため自衛隊が使用する周波数域を拡大し、移動体通信を含む民間事業者による優先制御を実施させて強靱な戦闘が実施し得るよう、電磁スペクトラム管理を実施する。また、敵対的な電磁波利用の下でも自衛隊の能力を発揮できるよう、電子攻撃からの防御や敵の電子戦能力に対する妨害を図るべく、必要な装備を整備し、電子戦能力を強化する。

2. 同盟・友好国との連携及び安全保障協力の強化

(1) 日米同盟の抑止力・対処力の強化

①米国の拡大抑止の強化

北朝鮮の核の脅威等に対する抑止として、米国の拡大抑止は不可欠である。このため、日米拡大抑止協議や平素の日米共同訓練等を通じ、米国の拡大抑止の実効性・信頼性を一層強化する。

②日米間の連携・協力の強化

日米同盟におけるわが国の役割の拡大も鑑み、政府全体の取組として、日米共同により平時及びグレーゾーン事態から各種の危機的な事態に対応するため、柔軟な抑止のための措置（FDO）を検討するとともに、また、事態に対処する態勢を確立し、共同訓練や基地の共同使用、相互運用の推進、装備品の日米共通整備基盤の拡充により、日米間の連携・協力を強化する。

③米軍来援基盤の維持

有事において米軍の来援を可能とする基盤を維持することは、わが国の列島線防衛の成否にとって決定的に重要である。このため、対A2AD能力の強化や、海上交通等の確保により、米軍の来援を確実なものとする。

④基地負担軽減と抑止力維持の両立

米軍基地の負担軽減のための予算を確保し、辺野古移設・グアム移転を推進するとともに、併せて日米の役割分担に関する議論を深め、米軍の抑止力を維持する。

(2) 友好国との協力及び安全保障協力の推進

①友好国との連携強化

自由で開かれたインド太平洋戦略のもと、防空情報収集、警戒監視等、日米同盟を基軸とした豪印英仏等との連携や多国間の協力を強化する。特に、北朝鮮の脅威に対応するためには日米韓の連携強化が重要であり、弾道ミサイル防衛情報の共有や安保対話を促進する。また、海洋安全保障協力（MDA）や能力構築支援等の分野においても、戦略的寄港やODAによる協力を活用しつつ、ASEANとの協力を推進する。

②周辺国との関係推進

中国との不測の衝突を回避し、事態のエスカレートを防止するため、早期に日中海空連絡メカニズムの実効的な運用を実現する。ロシアとの関係では、実務レベル協議を促進する。

③国際協力環境の変化に対応し、日本の特性を活かした安全保障協力の推進

国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国連平和維持活動の司令部等への積極的な要員の派遣、海賊対処、国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）の展開等に積極的に取り組むとともに、訓練や装備品の不足に直面している新興国や途上国に対する能力構築支援等、日本の特性を活かした安全保障協力を推進する。また、ジブチに所在する海外拠点を維持・活用する。

3. 十分な予算・基盤の確保及び国民の命を守る体制の確立

(1) 防衛予算の確保及び人的・物的基盤の強化

①十分な防衛関係費の確保

わが党の政権復帰以降、防衛関係費は着実に増額してきたところであるが、これまでに挙げた取組を実効的なものにするとともに、増加の一途を辿る自衛隊任務の円滑な遂行を実現し、戦後最大の危機的情勢の中、国民の命と領土・領海・領空を守り抜き、新たな脅威との戦いに勝つことができる防衛体制を構築するため、必要な予算を十分な規模で確保する。特に、訓練・教育費の十分な確保、維持・整備費等の充実による可動率の向上並びに研究開発費の拡充に努める。

②精強な自衛官の確保

少子化の進行等により、自衛官の採用を巡る状況は今後一層厳しさを増すことが予測される中、高度かつ専門的な知識・技能を有する隊員の確保も含め、募集広報経費の拡大及び人事・採用といった募集体制の強化により、優秀な隊員を確保し、定員と実員の乖離を是正する。また、即応予備及び予備自衛官の募集努力等を通じた充足率の向上、部隊事務官の削減の停止により、実数を十分に確保するとともに、任期制自衛官の施策を充実させる。

加えて、女性自衛官の活用を促進するため、庁内託児所や緊急登庁支援、育児のための各種休暇休業制度等を含む仕事と育児・介護との両立支援施策や、女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境等の基盤整備について一層積極的な取組を行う。

さらに、自衛官でなくても実施可能な業務に対し、無人化・省人化、省力化を推進しつつ、大胆に民間の力を導入し、第一線部隊の自衛官数を確保する。

③自衛官の処遇改善

隊員が高い士気や誇りを持って国防の任につけるよう、生活・勤務環境の改善、宿舍の耐震化、老朽化対策を含む施設整備の推進や福利厚生・各種手当の拡充、栄典・礼遇の見直し等の施策を推進し、自衛官の処遇を改善する。また、即応性確保のための無料・適切な宿舍料水準での基地・駐屯地等近傍への宿舍の整備、公的枠組みに基づく福利厚生及び家族支援施策（保育・教育・介護への支援等）を推進する。

④自衛官の知見活用

自衛官の知見を社会に還元するとともに、再就職支援の魅力化の観点から、資格取得等を支援し、警察・消防・自治体（特に、地域マネージャー制度を活用した防災関連部局）・企業への雇用を促進する。また、退職自衛官・職員を一層活用するとともに、定年延長に関する施策を検討する。

⑤訓練環境の整備

アセットの整備等と併せて自衛隊の練度を維持・向上するため、海外も含めた訓練機会や訓練基盤を十分に確保する。

⑥防衛施設関連施策の充実

全国に所在する防衛施設、在日米軍施設・区域の安定的な使用は、施設が所在する自治体・住民の理解なくして成り立つことはなく、引き続き、政府の各種周辺対策事業等の着実な実施、地元調達等の積極的な活用を行うとともに、周辺地域の都市化をはじめ地域の実情を踏まえ、防音工事予算をはじめ必要な関連予算を確保する。

⑦自衛隊員の安全の確保

国際活動や各種訓練・演習の充実・拡大、厳しい条件下での災害派遣等を踏まえ、自衛隊員の安全の確保、心身のケア等に積極的に取り組む必要がある。

また、自衛隊の任務や業務の特殊性に鑑み、公文書の適切な管理体制を早急に構築するとともに、特に、日報等の隊員の安全及び自衛隊の任務遂行に係る公文書の情報公開に関しては、国民の「知る権利」や情報公開法の趣旨を最大限尊重しつつ、隊員の生命の安全確保の観点から、公開のあり方について成案を得る。

⑧自衛隊員の活動への国民の理解の増進

自衛隊の活動は国民の理解・支持なくして成り立たず、日々の訓練・活動から災害派遣や国際活動に至るまで、隊員の活動に関する広報を一層推進し、国民の理解の一層の増進を図る。

(2) 防衛生産・技術基盤の維持・強化

①国内基盤の維持・強化

防衛産業の競争力の強化や国際的に通用する装備品の開発、装備品の高可動率確保のための整備基盤の強化等、国内基盤の維持・強化に資する施策を推進する。

また、国内防衛産業のサプライチェーンを維持するため、代替が困難な技術を有する等の企業（キーサプライヤー）を保護するほか、スピノフ・オフの推進により、防衛技術と民生技術の相互応用を追求する。さらに、インセンティブ制度など企業努力への適正な評価により、国内産業を活性化させるとともに、調達改革を推進しつつ、効率的な装備品の調達を目指す。

近年、防衛装備品調達について、自衛隊が運用上求める高性能な海外装備品が急増しているが、国内防衛産業の維持・強化の観点も非常に重要である。また、米国からのFMS（対外有償軍事援助）調達については、部品の製造中止や納期の遅延等による負担増を防止すべく、米国政府との連携を強化して一層の透明性・効率性の向上を図る。

②技術的優越の確保及び研究開発の推進

長期的な技術戦略を策定し、それに基づく装備技術政策を確立する。特に、長射程火力（超音速滑空弾等）、レールガン、レーザー砲、AI、無人機、敵基地反撃に資する研究開発等、ゲームチェンジャーとなり得る先進技術分野に対して、重点的に資源配分する。

また、可能な限り日本が主導する形での共同研究開発を目指しつつ、米国等の同盟国・友好国との技術協力・共同研究開発を推進する。研究開発にあたっては、人的交流の更なる強化等、大学・民間企業等の国内研究機関との協力を強化するとともに、中長期的な観点でわが国が保持すべき最先端技術を見極め、人材を育成する。

③装備品移転の促進

防衛装備品の移転にオール・ジャパンで取り組み、成果を上げるため、国と企業の連携の一層の強化に資する新たな枠組みや組織の創設等、官民一体の体制を強化する。また、装備品移転案件の実行の迅速化のため、装備移転に関する制度を改善するとともに、知的財産権の保護を含む技術管理を強化する。

④政府全体で取り組む体制の構築

日本版DSB（国防科学技術委員会）の設置の検討、CSTI（総合科学技術・

イノベーション会議)への防衛大臣の正式加入、外交・防衛・科学技術も含めた官民協力によるシンクタンクの設置、国内外のシンクタンクとの連携等により、政府全体で防衛生産・技術基盤の維持・強化に取り組む体制を構築する。

(3) 国民保護の強化

① 住民避難訓練の促進

政府全体の取組として、地方公共団体や関係機関、民間事業者との連携を強化し、人口密集地における訓練及び地下街への避難訓練、化学剤等を用いた攻撃への対処訓練、自衛隊が参加した訓練、携帯電話へのメール送信を取り入れた訓練等、様々な場所における訓練及びより実践的な訓練を実施する。

② 広報活動の強化

政府全体の取組として、弾道ミサイル落下時にとるべき行動について多数の国民が認識していない現状を鑑み、テレビCM等の政府広報等の一層の活用により、Jアラート、堅牢な建物や地下街等への避難をはじめとする初動、化学剤等を用いた攻撃への対処方法等、個々の国民がとるべき行動について更なる周知に努める。

③ 避難施設の拡充

政府並びに地方公共団体の取組として、弾道ミサイル飛来時の避難施設に関し、既存の堅牢な建物や地下街等の指定の促進をはじめ、新設も含めシェルターのあり方を検討するとともに、各避難施設の実態調査を踏まえた国民保護計画の見直しを行う。

④ 在外邦人退避の態勢構築

政府全体の取組として、有事の際の安否確認に遺漏なく対処すべく、「たびレジ」への登録や在留届及び帰国・転出届の提出等に関する啓発を推進し、在留邦人の把握に一層努めるとともに、迅速な退避を実現するため、緊急時の行動要領の徹底や邦人輸送・救出に関し、その態勢を充実させるとともに、関係国や民間事業者との連携を強化する。

以上